

第 8 章 事後調査計画

第8章 事後調査計画

8.1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況について調査を行い、予測・評価結果の検証を行うとともに、事業の実施に伴い大きな影響を生じている場合、新たな環境保全のための措置を検討・実施することにより環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的としている。

8.2 事後調査の項目

事後調査を実施する項目は、環境に及ぼす影響の程度の大きい項目、予測等の不確実性が高い項目を選定することとされている。

「第4章 環境影響評価」の結果を踏まえ、事後調査を行う項目は、表 8.2-1 に示すとおりである。

表 8.2-1 事後調査を行う評価項目

評価項目	対象時期	環境影響要因	事後調査を行う理由
大気質	工事の 施工中	建設機械の稼働に 伴う大気質濃度	周辺地域の空気質に著しい影響は及ぼさないものと評価しているが、工事の進捗状況や気象条件等により、局所的な影響の発現に不確実性が伴うことから、予測結果の検証及び環境保全措置の実効性を確認するため、事後調査を実施する。
緑の質	供用時	緑の回復育成	植栽する樹木が良好に生育し、充実した緑が形成され、適切に緑の回復育成が図られているかどうかを判断するため、事後調査を実施する。
風害	供用時	高層建築物の存在	周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価しているが、気象条件等により風環境の予測結果には不確実性が伴うことから、防風対策の効果検証のため、事後調査を実施する。

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3-1 に示すとおりである。

表 8.3-1 事後調査の内容

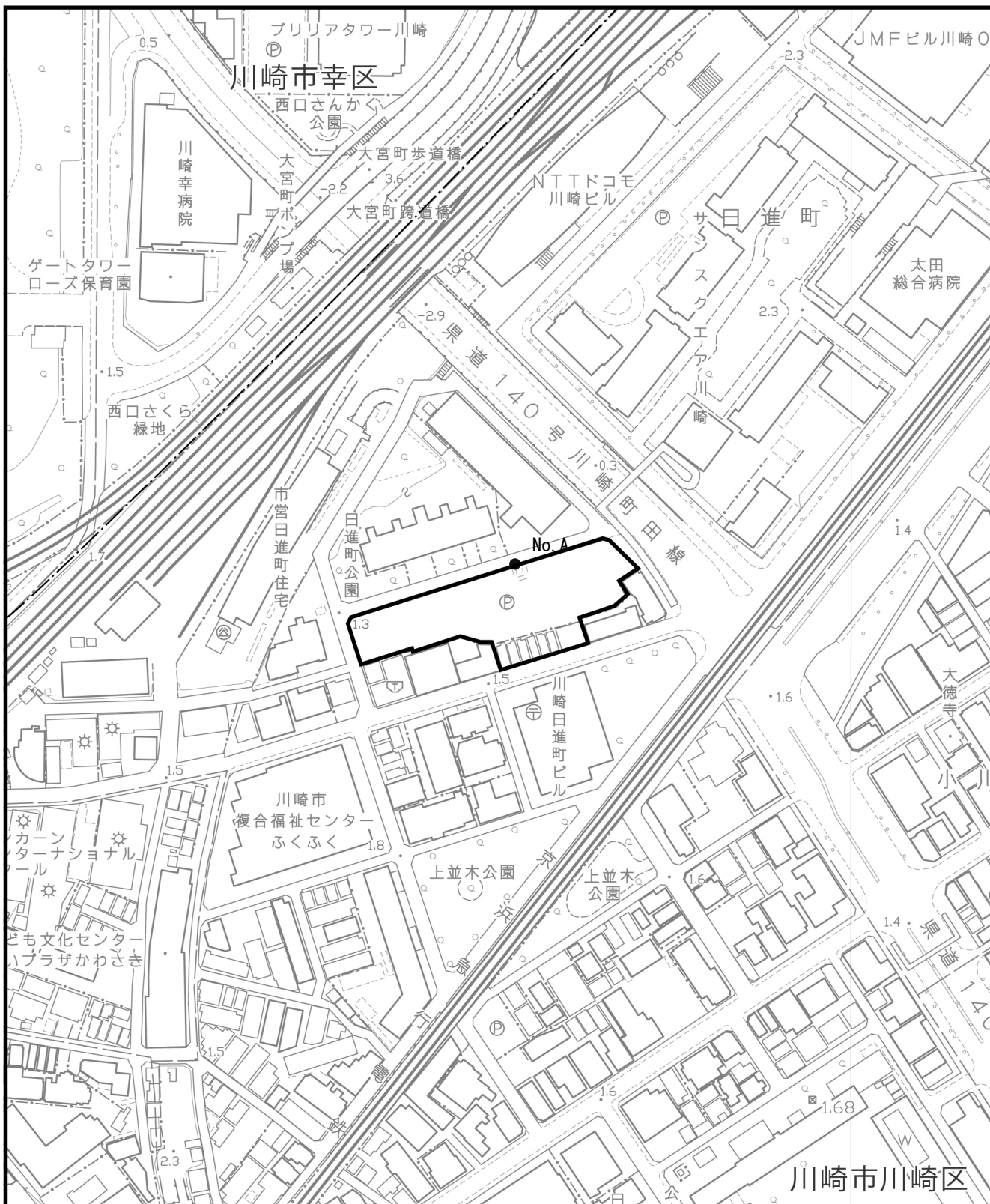
評価項目	環境影響要因	事後調査の内容
大気質	建設機械の稼働に伴う大気質濃度	(1) 調査項目：二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 (2) 調査時期：建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる時期（工事開始後 2～13 か月目）の代表的な 1 週間とする。 (3) 調査頻度：1 回とする。 (4) 調査位置：予測により求められた最大濃度着地地点付近とし、図 8-1 に示す 1 地点 (No. A) とする。 (5) 調査方法：二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 環境庁告示第 38 号）に定められる測定方法（公定法）、浮遊粒子状物質は「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 環境庁告示第 25 号）に定められる測定方法 とする。
緑の質	緑の回復育成	(1) 調査項目：樹木活力度、樹木等の維持管理状況 (2) 調査時期：工事完了後、概ね 3 年目の春季～夏季とする。 (3) 調査頻度：1 回とする。 (4) 調査位置：計画地内とする。 (5) 調査方法：樹木の樹形、樹勢等を観察し、「改訂 25 版 造園施工管理（技術編）」の樹木活力度調査の判定基準を基に生育状況を把握するとともに、植栽樹木の維持管理状況を把握する。
風害	高層建築物の存在	(1) 調査項目：風向、風速 (2) 調査時期：供用開始後 (3) 調査頻度：1 回（1 年間連続） (4) 調査位置：図 8-2 に示す 1 地点 (No. 1) とする（計画地北側で累積頻度 95%の風速が大きい箇所）。 (5) 調査方法：「地上気象観測指針」（平成 14 年 3 月、気象庁）等に定める方法に準拠して現地測定を行う。

8.4 事後調査報告書の提出時期

大気質については、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる時期（工事開始後 2～13 か月目）の代表的な 1 週間に調査を行い、速やかに川崎市に提出する。

緑の質については、工事完了後、概ね 3 年目の春季～夏季に調査を行い、速やかに川崎市に提出する。

風害については、工事完了後、1 年間連続調査を行い、速やかに川崎市に提出する。



凡例

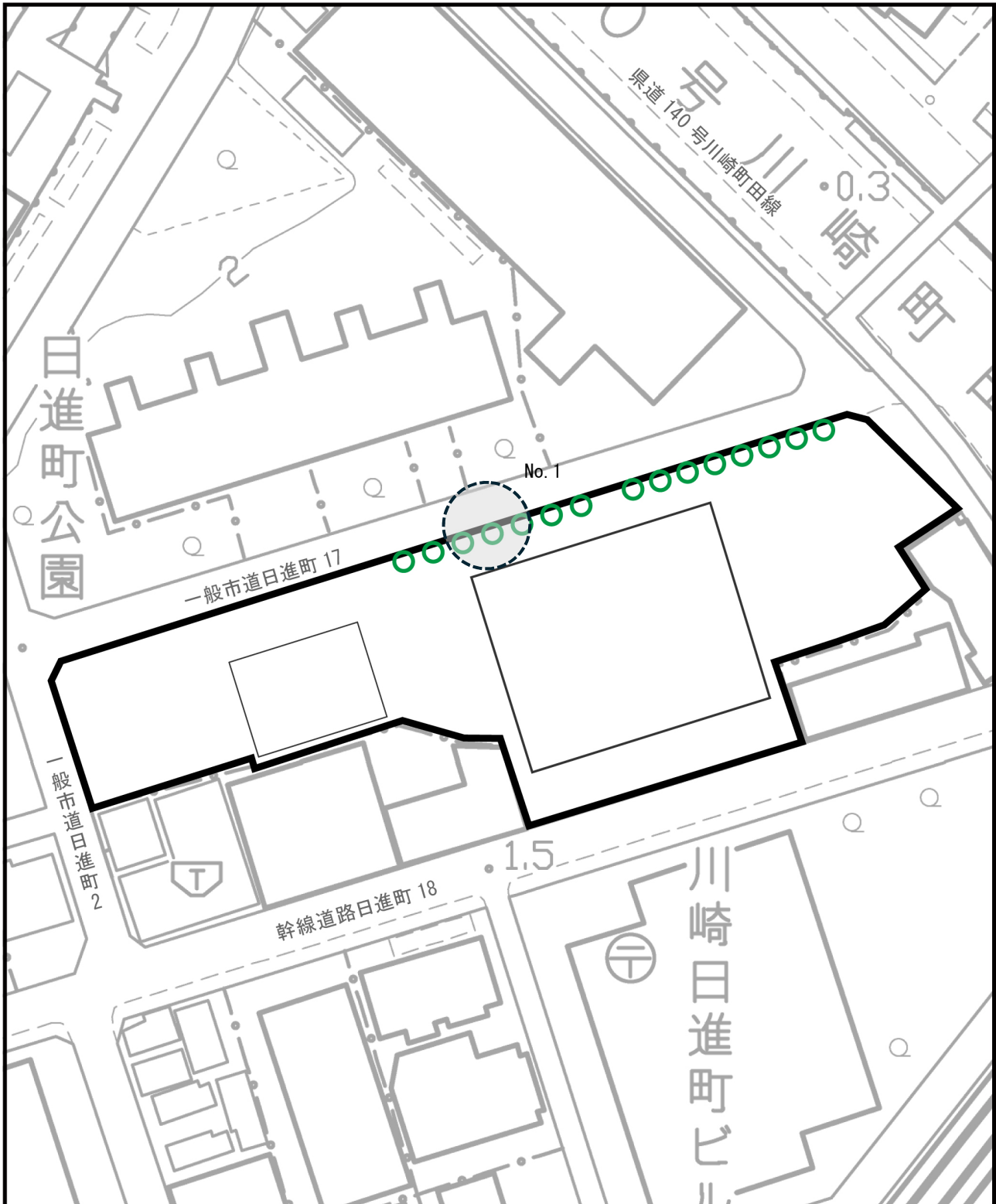
- 計画地
- 区界
- 事後調査地点



Scale 1:2,500



図 8-1 大気質に係る事後調査地点



凡 例

- 計画地
- 防風植栽 (大景木)
- 事後調査地点



Scale 1:800



注) 風環境の調査地点は、供用後の現地の状況によって多少変更となること
がある。

図 8-2 風害に係る事後調査地点